

中小企業M&Aにおける経営者保証の扱いに関する留意点 ー中小M&Aガイドライン(3版)を踏まえてー

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



1 はじめに(中小M&Aガイドラインとは)

日本が抱える中小企業の後継者不在の問題を解決するため、M&Aにより社外の第三者に事業を引き継ぐことは中小企業者の事業承継の有力な手法であるという認識は年々広がってきていますが、M&Aにより社外の第三者に事業を承継させることに抵抗感のある中小企業者は少なくないと思われます。

そのようななか、中小企業のM&Aのさらなる促進を図るため、中小企業向け事業引継ぎ検討会による「事業引継ぎガイドライン(2015年3月)」を全面改訂するかたちで、中小M&Aガイドラインが2020年3月に策定され、その後、2023年9月に2版、2024年8月に3版へとそれぞれ改訂され、中小企業庁より公表されています。

中小M&Aガイドラインは2章から構成されており、第1章は後継者不在の中小企業向けの手引、第2章はM&Aの支援機関(M&A仲介者、金融機関、弁護士などの専門家を含む)向けに中小M&Aを検討・実行するサポートを行う際の基本的な指針(ガイドライン)とされています。

2 3版への改訂の経緯

2023年9月の中小M&Aガイドラインの2版への改訂後、引き続き中小M&Aの市場拡大やM&A支援機関の増加といった市場環境の変化は進んだ一方で、不適切な譲受側の存在や最終契約の不履行(経営者保証に関するトラブルなど)の問題が顕在化してきたため、3版では、こうした問題のリスク・その対応策、そして、支援機関に求められる対応が追記されています。中小企業庁からは、2版から3版への見え消し版、

各種契約書サンプル(見え消し版)も公表されており、改訂部分に分かりやすくなっています。

3 3版改訂のポイント

改訂のポイントである次の7点のうち、本稿では6)譲り渡し側の経営者保証の扱いにフォーカスして紹介できればと考えています。

- 1) 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項
- 2) 広告・営業の禁止事項の明記
- 3) 利益相反に係る禁止事項の具体化
- 4) ネームクリア・テール条項に関する規律
- 5) 最終契約後の当事者間のリスク事項

6) 譲り渡し側の経営者保証の扱い

- 7) 不適切な事業者の排除

4 経営者保証の扱い

今般、中小M&Aガイドライン2版から3版への改訂理由の一つとして、経営者保証に関するトラブルが挙げられています。

M&Aによる事業の承継・経営者の交代により、譲渡側の経営者は経営者保証の負担が解除されることを期待し、譲受側はクロージング後に従前の経営者保証を解除する又は引継ぐ義務を負うのが通常です。

これまで従前の経営者保証の解除や引継は、M&Aの最終契約において規定が設けられていたところですが、しかしながら、譲受側が支配権を取得したにもかかわらず、経営者保証を解除する努力をしないばかりか、対象会社から運転資金

1: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/m_and_a_guideline.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

を抜き取った挙句に破綻させるなどのトラブル事案が生じたことなどを契機として、中小M&Aガイドライン3版では経営者保証の扱いに関するリスク・対応策等について、より具体的な詳細な指針を示しています。

(1) 仲介者・FAに求められる対応

ガイドラインでは、仲介者・FAが、経営者保証についての譲渡側経営者の意向を丁寧に聴取するとともに、弁護士等の専門家への相談や保証の提供先である金融機関等に対するM&A成立前の相談も選択肢である旨を譲渡側経営者に説明しなければならない、としています。

また、譲渡側に債務超過等の事情がある場合、譲渡側経営者は、「時間的な切迫性や他の譲り受け側が容易に見つからないなどの事情から焦燥感を覚え、譲渡額等の形式的な条件のみに注意が向き、最終契約上の義務の内容やその不履行リスクを正しく評価できない可能性がある。このため、仲介者・FAは、そもそもM&Aを実行すべきかも含めて譲り渡し側と慎重に検討を行うことが求められる。」とし、窮境状態にある会社のM&Aについては仲介者・FAに特に慎重な対応を求めて

います。

(2) 仲介者等との秘密保持契約における留意点

中小M&Aの譲渡側は、仲介会社・FAとの間では仲介契約・業務委託契約を締結しますが、これらの契約書には秘密保持の条項が置かれるのが一般的です。また、譲渡側と譲受候補先との間でも秘密保持契約が締結されたうえで、当事者間の情報開示がなされることがあります。

このような秘密保持義務は、譲渡側経営者が、金融機関に対してM&A契約締結前に保証解除に関する相談をする妨げとなりえます。

そこで、譲渡側経営者が、M&Aの最終契約のクロージング前に、保証を提供している金融機関等に対して保証解除等の相談をすることを可能にするため、3版と同時に改訂された①M&A仲介業務委託契約書、②譲受側との秘密保持契約書、及び③譲受側との基本合意書の書式のいずれにおいても、以下の場合を守秘義務の例外(相手方の事前の書面による承諾なしで秘密情報を開示できる場合)として新たに加えています。

「甲の経営者等が本件取引に係る甲の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合(本件取引の成立前の相談を含む。)」

上記の守秘義務の例外に関する規定は、これまでのM&Aに関する契約では一般的に見られなかったと思われる条項であり、経営者保証が絡む中小M&A案件では今後参考になる条項と考えられます。

(3) 株式譲渡契約における留意点

ア 問題点

これまでの中小M&Aの株式譲渡契約においても、経営者保証の解除を譲受側のクロージング後の義務とする条項はみられました²。具体例としては改訂された株式譲渡契約書の書式14条3項の規定が挙げられます。

2: 日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編「事業承継法務のすべて」(きんざい、平成30年発刊)263頁の書式4-4「株式譲渡契約書」の14条3項参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 乙（※譲受人）は、対象会社をして、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約につき、当該契約の相手方と書面又は口頭による交渉を行い、当該保証の解除を合意させ、かつ、当該保証が合意解除されたことを示す書類を甲に交付するよう最大限努力する。甲（※譲渡人）が対象会社のために保証している契約について、保証債務の履行その他の損害、損失又は費用が発生した場合には、乙は、甲の損害、損失又は費用を補償する。

しかしながら、上記のような条項は努力義務に留まったり、法的義務であってもクロージング後に譲受人側が履行しない場合には保証を解除するための実効的な対応策を見いだせない³、さらには譲渡側経営者に交渉力がないために経営者保証の解除に必要な条項を契約書に織り込めない、といった問題がありました。

イ 譲受側の義務としての経営者保証の解除の明確化・具体化

3版では、中小M&Aにより経営者保証の解除等が想定される場合には、譲受側の義務として保証の解除又は移行を位置付けた上で、保証の解除又は移行をクロージング条件として設定することや仮に保証の移行がなされなかった場合を想定した条項（例えば、契約解除条項や補償条項等）を盛り込む方向で調整するべきである、とされています。

改訂された株式譲渡契約書の書式でも、契約締結からクロージングまでの譲受側（乙）の義務として、以下の条項が加えられています。

- ① 乙（※譲受側）は、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約（以下本条において「経営者保証」という。）につき、当該契約の相手方（金融機関等、以下本条において「相手方」という。）との間で、書面又は口頭による交渉の実施や、相手方から要請される書類の提出や必要な面談等を行い、経営者保証の解除又は新規差し入れに関し、相手方より意向表明を得た上で、当該意向表明の結果を甲に対して通知する。
- ② 乙は、前号の意向表明の結果、経営者保証の解除又は新規差し入れ手続を進めることができる場合は、相手方から保証契約書、保証差入書等その他手続を進めるために必要となる書面の交付を受け、必要事項を記載の上、これを相手方に差し入れる。
- ③ 乙は、クロージング後直ちに当該変更登記を完了するため、本株式譲渡に伴う対象会社の代表取締役及び取締役の変更登記に係る必要書類（就任承諾書・印鑑登録証書等）の作成を完了させ、当該書類を甲及び相手方に提出する。

ここでは、譲受側の義務としての経営者保証の解除が明確化され、解除に向けた具体的なプロセスが規定されています。このプロセスを譲受側が履行しない場合には、譲渡側はクロージング前の譲受側の義務が履行されていないことを理

由としてクロージングを拒むことができますので、譲渡側にとって経営者保証を解除するための実効的なツールとして機能します。この条項は、経営者保証が絡む中小企業の株式譲渡案件では参考になると考えられます。

3: クロージング後の株式譲渡契約の解除は制限されることが一般的です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

5 まとめ

事業承継に伴う経営者保証の解除については、すでに「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」(令和元年12月)などでも論じられているところでしたが、中小M&Aの契約においてどのように具体化を図るべきかまでは論じられていませんでした。これに対して、今回の中小M&Aガイドライン3版では、契約の具体的な条項を含め、中小M&A実務における経営者保証対応の留意点・具体的対応策が盛り込まれたことから、今後の中小M&Aにおいて経営者保証の取り扱いが問題となる事案では大いに参考になると考えます。

中小M&Aガイドラインは、後継者不在の中小企業及び中小

M&Aの支援機関との関係で行動指針を示したものであり(譲受側の行動指針ではありませんし、行動指針である以上拘束力もありません)、最終的には譲渡側と譲受側の個別具体的な合意により、経営者保証の取り扱いを含むM&Aの条件が決定されることになります。

しかしながら、中小M&Aの支援機関、特に、M&A支援機関登録制度の登録を受けている支援機関のなかで、大手を中心に、ウェブサイトにおいて、中小M&Aガイドライン(第3版)の遵守を宣言する動きが広がるなど、中小企業庁がこのようなガイドラインを出したことの事実上の影響力は大きく、譲渡側経営者としても中小M&Aの支援機関や譲受側との交渉・協議において有効に活用しうるものと考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)